第十九条の十三第二項	第九条の五第二項	第九条の五第二項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前項	前項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の十三第四項	第九条の五第二項	第九条の五第二項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の十三第五項	前項	前項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の十四第一項	第九条の五第四項	第九条の五第四項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の十四第三項	第九条の五第四項	第九条の五第四項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の十四第四項	前項	前項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の十五	第九条の五第四項	第九条の五第四項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	この条	この条（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の十六第一項	第九条の五第五項	第九条の五第五項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第四項	第九条の五第四項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	次条各号	次条第一号から第三号まで及び第四号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の十六第二項	第五条第二項から第六項まで（第四項第二号を除く。）	第五条第二項、第三項、第四項（第二号を除く。）、第五項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
	前項	前項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条の十六第三項	第一項	第一項（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	次条各号	次条第一号から第三号まで及び第四号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）